

はじめに

本県では、子育てに夢を持ち、次代を担う子どもたちを安心して産み、育てることができ、また子どもたちが健やかに育つことができる社会環境を整備することを目的に、平成 17 年度から、栃木県次世代育成支援対策行動計画「とちぎ子育て支援プラン」（前期・後期）を策定し、総合的な子育て環境づくりを推進してきました。

しかし、その間においても、核家族化や未婚化、晩婚化は進み、出生数の減少傾向は一層深刻化し、本格的な人口減少時代が到来していることから、これらに対応するための環境づくりの必要性が一層求められるようになり、新たに「とちぎ子ども・子育て支援プラン」を策定し、様々な課題に対応できる体制を整備することとしました。

この「とちぎ子ども・子育て支援プラン」では、8つの施策展開の基本方向の一つとして「母子保健対策の推進」を掲げています。

母子保健は、生涯を通じた健康の出発点であり、次代を担う子どもを健やかに育てるための基盤となるものです。社会全体で子どもの健やかな成長を見守り、子育て世代の親を孤立させないような地域づくりを目指し、妊娠・出産・子育てに関する切れ目のない支援体制を強化することとしました。

一方、国においては、平成 13 年から開始された、21 世紀の母子保健のビジョンを示す「健やか親子 21」の最終評価をとりまとめ、「すべての子どもが健やかに育つ社会」の実現に向け、新たに「健やか親子 21（第 2 次）」の策定が行われました。

このような状況を踏まえて、県では、本県における総合的な母子保健サービスが適切かつ効果的に提供できるよう、「栃木県母子保健事業指針」を改定することとしました。（平成 13 年 3 月策定、平成 19 年 3 月改定）

本指針を基本として、県、市町、関係機関が一体となり、母子保健に関する県民サービスが展開できるよう取り組んで参ります。

平成 27 年 8 月